

介護保険の通所リハビリテーション事業所として

「みなし指定」を受け介護給付費を算定される保険医療機関の皆様へ

平成21年4月から、介護保険の報酬改定に伴い、病院又は診療所については、通所リハビリテーション（要介護者のリハビリテーション）及び介護予防通所リハビリテーション（要支援者のリハビリテーション）の「みなし指定」を受けることになりましたが、今後実際に介護事業者として（介護予防）通所リハビリテーションのサービス提供を行い、介護給付費を請求するに当たっては、事前に介護給付費算定に係る体制等届出書（以下「体制届」という。）を提出していただく必要がありますので、ご留意願います。

○ 事業所の規模に応じた報酬区分

通所リハビリテーションの介護報酬は、事業所の規模に応じて区分されており、更に各要介護者ごとに、通所リハビリテーションを行う所要時間に応じて報酬が設定されることとなります。最初、事業所の規模を確認していただくことになります。

なお、介護予防通所リハビリテーションの介護報酬は、事業所の規模やサービス提供に係る所要時間に関係なく、要支援者1人に対して、月額で報酬が設定されています。

1 利用人数による規模の確認

事業所の規模は、下記の計算式により1月当たりの平均利用延人数を算出いただくことで確認することになります。その結果を体制届により報告いただくことで施設等の区分が決定します。（届出いただいた内容（規模）に対して、市から「認定」などの結果は通知しませんので、届出いただいた内容（規模）がそのまま登録されます。）

2 定員の設定

算出するには、予め定員を定めていただく必要がありますが、この定員とは、同時に通所リハビリテーションのサービスを提供することができる最大の利用者数のことをいいます。

なお、通所リハビリテーションだけでなく介護予防通所リハビリテーションの事業者の指定も併せて受け、一体的に事業を実施する場合は、要介護者だけでなく要支援者の人数も含め、同時にサービス提供を行うことができる最大の利用者数が定員となります。

3 体制届の提出

通所リハビリテーションの「施設等の区分」は、体制届では、「1通常規模型事業所」、「2大規模事業所（Ⅰ）」及び「3大規模事業所（Ⅱ）」の3種類のいずれかに区分されますので、該当する箇所に○をつけて届け出を行ってください。

介護保険の短期入所療養介護として

「みなし指定」を受け介護給付費を算定される保険医療機関の皆様へ

平成30年4月から、介護保険の報酬改定に伴い、病院又は診療所については、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院又は診療所により行われるものに限る）の「みなし指定」を受けることになりましたが、今後実際に（介護予防）短期入所療養介護のサービス提供を行い、介護給付費を請求するに当たっては、事前に介護給付費算定に係る体制等届出書（以下「体制届」という。）を提出していただく必要がありますので、ご留意願います。

○ 施設等の区分に応じた報酬

短期入所療養介護の介護報酬は、施設類型に応じて区分されており、最初に施設等の区分を確認していただき、該当する箇所に○をつけて体制届を提出してください。

○ 人員配置区分に応じた報酬

短期入所療養介護の介護報酬は、人員配置区分に応じて区分されており、最初に人員配置区分を確認していただき、該当する箇所に○をつけて体制届を提出してください。

○ その他の加算の算定

その他該当する箇所に○をつけて体制等を提出していただきます。なお、加算を算定する場合は、添付書類を提出してもらい加算もありますので、HPで添付書類を確認し適切な対応をお願いします。